



■佐賀市 サガライトファンタジー

今月の記事

C O N T E N T S

●日本年金機構

- 平成27年1月1日佐賀事務センターは廃止され福岡広域事務センターとなります 2
- 国民年金保険料を納めましょう! 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- 協会けんぽからのお知らせ 4~5

●佐賀県社会保険協会

- 平成26年度 社会保険事務講習会のご案内 6
- 第52回唐津社会保険委員会ソフトボール大会結果報告 7
- 社会保険委員会ボウリング大会のお知らせ 7
- 年金相談窓口開設等のご案内 8
- 事業主の皆様へ「賞与支払届」の提出をお願いします 8

職場内で回覧しましょう

平成27年1月1日 佐賀事務センターは廃止され **福岡広域事務センター**となります

日本年金機構における各種届書の審査・入力・決定事務等は現在、各都道府県事務センターで行っています。

この度、一層の事務の効率化及び標準化を進めるため、福岡事務センターと佐賀事務センターを統合して、平成27年1月1日から福岡広域事務センターとなります。

新名称
・
新所在地

名称：**日本年金機構 福岡広域事務センター**

所在地：〒812-8579

福岡市博多区博多駅前2丁目10-19

福岡ファッションビル2階

統合日

平成27年1月1日

福岡広域事務センター新設に伴う届書の送付について

現在、佐賀事務センターへ送付いただいている各種届書については、**平成26年12月26日以降は福岡広域事務センターへ送付して下さい。**

※福岡広域事務センターは現在の事務センターと同じく郵送のみの受付となります。なお、届書作成や制度についてのご相談等は管轄の年金事務所へお問い合わせください。

※電子申請(e-Gov)を利用した届書については、提出先の変更はありません。

(現行と同様に、〇〇年金事務所(佐賀事務センター)を選択してください。)

届書は事務センターへ直接郵送をお願いします

お客様からご提出いただいた届書の事務処理は、事務センターで一括して行っており、年金事務所へご提出いただいた届書についても、事務センターへ回送して処理を行っています。

そのため、事務センターへ直接郵送していただくと、年金事務所へ提出していただくより早く処理を行うことができます。

送付先

(平成26年
12月25日(木)まで)

〒840-0816

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル 5F

日本年金機構 佐賀事務センター



※平成26年12月26日(金)以降は福岡広域事務センターへ送付して下さい。

国民年金保険料を納めましょう！

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

平成26年度の国民年金保険料額は1か月15,250円です。まだ納付がお済みでない方は、至急お近くの金融機関またはコンビニエンスストア等で納付してください。

ご存じですか？国民年金保険料の追納制度

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の全額又は一部が免除される「**申請免除制度**」や障害基礎年金を受けている方などが該当する「**法定免除制度**」があります。

また、若年層(20歳代)の方を対象として保険料の納付が猶予される「**若年者納付猶予制度**」や学生の方を対象とした「**学生納付特例制度**」もあります。

これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。

このため、これらの期間は10年以内であれば、あとから保険料を納付すること(追納)ができるようになっており、将来、受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

国民年金保険料の納付期限の延長—後納制度をご利用ください

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年間の間に国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうことがあります。

このような事態を避けるために、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長されています。

ただし、60歳以上で、老齢基礎年金を受け取っている方は納めることができませんので、ご注意ください。

12月末までに納めた国民年金保険料(追納・後納を含む)は確定申告の際、「社会保険料控除」として**全額控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。**(ご本人分の保険料だけでなく、ご家族分の保険料を納付された場合も控除の対象となります。)

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL 0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL 0954-23-0123

協会けんぽからの
お知らせ **その1** 事業主・健診担当者 様へ

従業員様の
ご自宅に **医療機関受診のおすすめ** というお手紙を
送付しております

Q 右のお手紙は従業員全員に送付されるのですか？

A 全員ではありません。今年度の生活習慣病予防健診を受診され、**血圧・血糖の項目が、要治療という結果が出た方で、かつまだ受診されていない方、**が今回のお手紙の送付対象です！

事業主・健診担当者 様へお願い

お手紙が届いた従業員様から受診の相談がございましたら、積極的に受診させてください！**自覚症状がない、今こそ、治療に取り組むことが大切な時期です。治療の機会を見逃してしまわないように！**

受診せず放置したままだと

動脈硬化が進行

糖尿病、脳卒中、心筋梗塞など発症

従業員様の療養(欠勤)によって、負う事務所のダメージ(例)

- 平均入院日数【=欠勤日数】35歳～64歳「厚生労働省平成23年患者調査」
- 糖尿病: 21.3日 ●脳血管疾患: 55.4日 ●高血圧疾患: 13.0日

● **上記の不安材料をなくすためにもぜひ受診させてください!** ●

事業主様のメリット!

従業員様のメリット!

医療費抑制による健康保険料率の抑制

事業主様のメリット!

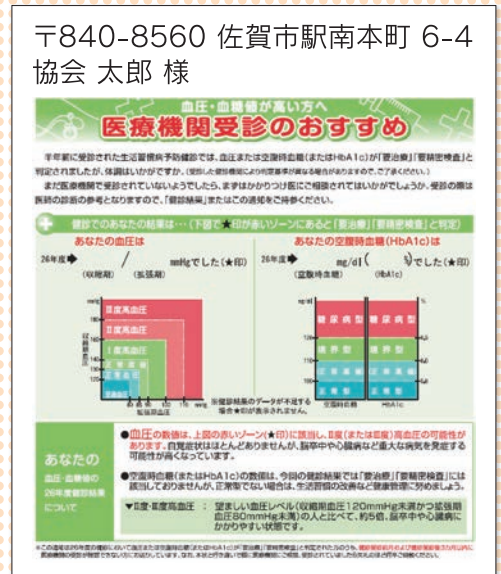
人材確保による
生産性の維持向上

従業員様への健康投資

(=お手紙がきた従業員様へ受診勧奨)

従業員様のメリット!

健康維持による
生活の安定(病欠回避)



メールマガジンで、最新のお知らせ・健康お役立ち情報などを無料でお届けしています。簡単に登録できますので、ぜひご登録をお願いします。

協会けんぽ 佐賀

検索



協会けんぽからの
お知らせ **その2** ご退職予定の従業員様がおられる事業主・社会保険事務 担当者 様へお願い

資格喪失届は早めにご提出ください



ご提出先 **日本年金機構** 保険証の添付もお忘れなく! >>>

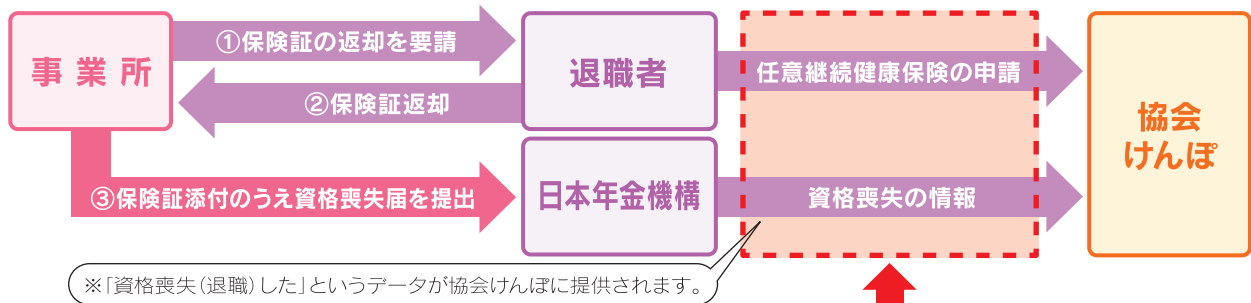
資格喪失届の提出が遅れるとどうなるのですか？



退職された方が当協会の任意継続健康保険を希望されている場合、**新しい保険証の発行が遅れる**こととなります。また、資格喪失届提出が遅れることにより、健康保険料も余分に請求される場合があります。



保険証発行までの流れ(参考)

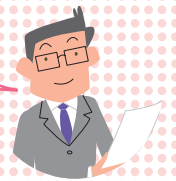


この2つの条件が揃ってはじめて、協会けんぽで保険証が発行されます。

保険証も添付しなければいけないのでしょうか？



はい、添付しなければなりません。ただし、どうしても回収が遅くなる場合は、保険証の「回収不能・滅失届(日本年金機構のホームページ参照)」を資格喪失届と併せて日本年金機構へご提出ください。



退職後すぐに受診予定があるので、保険証の回収はその後でもよいですか？



健康保険証は退職日までしか使用できませんので、すみやかに回収し、ご返却ください。退職後、受診時にも**使用してしまうと**、当協会から退職された方に**医療費の返還を求める**こととなります。

退職直後で、新しい保険証が届いていないなどで、健康保険証を提示できずに**全額自己負担で受診した場合**でも、申請により、保険者(=協会けんぽ・国民健康保険など)が負担すべきだった部分がお手元に戻ってくる**療養費制度**がありますので、ご安心ください。



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階
TEL 0952-27-0611(代表)



平成
26
年度

社会保険事務講習会のご案内

1月 出産・育児・介護に関する講習

出産・育児・介護休業の手続きや給付等に関する講習を行います。

講師 ● 社会保険労務士

2月 60歳からの年金・雇用保険・健康保険

これから年金を受給される**従業員の方**を対象に、働きながらの年金受給や年金と雇用保険の調整及び失業保険や退職後の健康保険の選択などについて学びます。

講師 ● 社会保険労務士

日曜日の特別講習会です！

地区	日程	会場	地区	日程	会場
佐賀	1月9日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	武雄	2月1日(日)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
鳥栖	1月15日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	佐賀	2月15日(日)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
武雄	1月16日(金)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	唐津	2月22日(日)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)
唐津	1月19日(月)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)	鳥栖	3月1日(日)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定 対象者 社会保険事務担当者の方			実施時間 各会場共通 9:10受付 ▶ 9:30開始 ▶ 11:50終了予定 対象者 事業所にお勤めの従業員の方		

募集定員 佐賀…**50名** 鳥栖・武雄・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

参加費 **会員事業所は無料**

(但し、平成26年度社会保険協会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県社会保険委員会連合会



社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号			☎ おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場・日時	『出産・育児・介護に関する講習』 会場：(佐賀 ・ 鳥栖 ・ 武雄 ・ 唐津) 日時：平成 年 月 日 ()	『60歳からの年金・雇用保険・健康保険』 会場：(武雄 ・ 佐賀 ・ 唐津 ・ 鳥栖) 日時：平成 年 月 日 ()	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒		TEL:
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。



唐津社会保険委員会 ソフトボール大会

平成26年10月12日 相知町天徳の丘運動公園
グラウンドにおいて、健康づくり事業の一環として、第
52回唐津社会保険委員会主催のソフトボール大会
(佐賀県社会保険協会共催・唐津年金事務所・健康保
険協会佐賀支部後援)が唐津・伊万里地区の予選を
勝ち抜いて出場された8チームにより開催されました。

優勝 医療法人修腎会 藤崎病院
準優勝 JA伊万里
第3位 株式会社 古賀建設
第3位 JAからつ



平成
26
年度

社会保険委員会(佐賀・武雄)ボウリング大会のお知らせ

被保険者の皆様方の健康保持増進を図るため、気軽に参加できるスポーツのボウリング大会を下記の日程で開催します。

佐賀社会保険委員会

- 主催** 佐賀社会保険委員会
- 共催** 一般財団法人 佐賀県社会保険協会、
全国健康保険協会 佐賀支部
- 日時** **平成27年1月18日(日)**
●受付 9:30 ●ゲーム開始 10:00
- 場所** **ROUND1 ボウリング場**
(佐賀市兵庫北4丁目2-1) TEL 0952-36-7070
- 参加資格** 佐賀年金事務所管内の事業所単位の
被保険者及び被扶養者
- チーム編成** 1チーム3名(1事業所から2チームを限度)
20チームまでとします
- 競技方法** 個人2ゲームでチームの合計得点により順位を
決定します。同得点の場合は、チーム内の得点差
(最高得点と最低得点差)が少ないチームを上
位とします。女性及び小・中学生は1ゲーム20点
のハンディを与えます。
- 参加料金** 1チーム 2,000円(シューズ代金含む)
- 表彰** 優勝、準優勝、第3位、その他飛び賞、参加賞
- 申込方法** 下記の申込書を(一財)佐賀県社会保険協会へ
FAXで申込んでください。先着20チームまでと
します。(電話では受け付けません)
FAX番号 0952-26-3377
- 申込期限** **1月9日(金) 17:00まで**
ただし、20チームになり次第受付を打ち切ります。

武雄社会保険委員会

- 主催** 武雄社会保険委員会
- 共催** 一般財団法人 佐賀県社会保険協会、
全国健康保険協会 佐賀支部
- 日時** **平成27年2月1日(日)**
●受付 9:30 ●ゲーム開始 10:00
- 場所** **メリーランドタケオボウル**
(武雄市朝日町甘久1331) TEL0954-23-4195
- 参加資格** 武雄年金事務所管内の事業所単位の
被保険者及び被扶養者
- チーム編成** 1チーム3名(1事業所から2チームを限度)
14チームまでとします
- 競技方法** 個人2ゲームでチームの合計得点により順位を
決定します。同得点の場合は、チーム内の得点差
(最高得点と最低得点差)が少ないチームを上
位とします。女性及び小・中学生は1ゲーム20点
のハンディを与えます。
- 参加料金** 1チーム 2,000円(シューズ代金含む)
- 表彰** 優勝、準優勝、第3位、その他飛び賞、参加賞
- 申込方法** 下記の申込書を(一財)佐賀県社会保険協会へ
FAXで申込んでください。先着14チームまでと
します。(電話では受け付けません)
FAX番号 0952-26-3377
- 申込期限** **1月23日(金) 17:00まで**
ただし、14チームになり次第受付を打ち切ります。

(キリトリ線)

社会保険委員会 ボウリング大会 申込書

参加地区	佐賀 ・ 武雄		
チーム名			
事業所名称			
事業所記号番号	記号	番号	
申込責任者名			連絡先
氏名	フリガナ	年齢	性別
			男 ・ 女
氏名	フリガナ	年齢	性別
			男 ・ 女
氏名	フリガナ	年齢	性別
			男 ・ 女

平成27年1月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5 延長相談 19時まで	6 鹿島市民会館 (予約)	7 多久市役所 (予約)	8	9 伊万里市役所 (予約)	10 年金事務所 休日相談日 (予約)
11	12	13 基山町役場(予約) 年金事務所 延長相談 19時まで	14 有田町役場 東庁舎 (予約)	15	16 伊万里市役所 (予約)	17
18	19 延長相談 19時まで	20 鹿島市民会館 (予約)	21 多久市役所 (予約)	22	23 伊万里市役所 (予約)	24
25	26 延長相談 19時まで	27 基山町役場 (予約)	28 有田町役場 本庁舎 (予約)	29	30 伊万里市役所 (予約)	31

年金相談の時間延長 週初めの開所日 17:15～19:00
年金事務所 休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00

出張相談 予約制

出張相談所	相談時間	予約申込先
多久市役所	10:00～15:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	10:00～16:00	
伊万里市役所	9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	10:00～15:00	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	10:00～15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受け付けております。
※希望される日の前日までにお申しください。

予約申込先
●佐賀年金事務所……………☎0952-31-4191
●唐津年金事務所……………☎0955-72-5161
●武雄年金事務所……………☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらもご利用下さい。

事業主の皆様へ

●「賞与支払届」の提出をお願いします●


賞与を支給されたときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」及び「賞与支払届総括表」の提出をお願いします。

また、賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合にも、「賞与支払届総括表」の④欄「不支給1」に○印をつけて提出をお願いします。

保険料や将来受け取る年金額にも反映しますので、適正な届出をお願いします。

資格取得月・資格喪失月の取扱い

- ◎資格取得した月(資格取得日以降)に支給された賞与は届出が必要となり保険料の対象となります。
- ◎資格喪失した月に支給された賞与は保険料の対象にはなりません。資格喪失日の前日までに支給された賞与については届出が必要となります。
- ◎資格取得した月に資格喪失となった場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与については保険料の対象となり届出が必要です。



お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0952-31-4191
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0955-72-5162
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0954-23-0122

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。
平成26年12月分保険料の
納付期限は平成27年2月2日(月)です。